

介護サービス事業者の名前をかたった詐欺に注意！

最近、介護サービス事業者の名前をかたった詐欺事件が発生しています。“介護サービス事業者”といえは利用者の方などは簡単に騙されてしまいそうになるかもしれません！！
ん！？ちょっと変だなあ。と思ったらケアマネージャーに相談してみてください。
今後以下のようなことがあれば、気をつけてください！



介護サービス事業者が未納分の保険料を利用者本人に請求を行うことはありません！

【介護サービス事業者の名前をかたった詐欺行為】

事業所の事務員と名乗る 40 代前半の女性が利用者宅を訪問し、介護保険の更新に際して、未納分保険料を利用者本人へ請求。また、利用者本人が保険証の提示を求められ、席をはずしたわずかな隙にバックより現金を抜き取られた。

【注意点】

介護保険料を介護サービス事業者の職員が徴収することはありません。また、同様の被害が発生した場合は、警察に届けるとともにお住まいの市町村区へ連絡も迅速に行ってください。

重度心身障がい者福祉手当

【内容】重度の心身障がい者（児）の福祉増進のために、福岡市が独自で実施している手当です。

【対象者】次のいずれをも満たす方

- (1) 身体障害者手帳の 1 級または療育手帳の A1・A2 を所持する方。
もしくは、判定期間において知的障がいの程度が重度と判定された方。
- (2) 9 月 1 日現在で市内に居住し、かつ住民基本台帳（外国人登録原票）に記録されている方。
あるいは本市の支援費支給決定、または措置により身体障がい者施設等に入所している方。（以上の要件は、11 月 30 日までに継続することが必要）

【手当額】在宅者（入院中の方を含む）20000 円
当院入院の方は全て“在宅者”になります。
施設入所者 15000 円
いずれも年額

【支給】毎年 12 月

【問合せ先】

福岡市保健福祉局高齢者部事業者指導課
在宅サービス指導係
電話 092-711-4257
FAX 092-726-3328

皆さんもう申請にいかれましたか？

9月1日～10月31日
の期間が福岡市重度心身障がい者福祉手当の受付期間になっています。
もし、まだ申請をされてない方は住所地のある各区の福祉・介護保険課で手続きをされて下さい。